

令和7年度第1回
会津若松市上下水道事業経営審議会

水道事業の現状について

令和7年8月5日

公益社団法人日本水道協会
調査部調査役 赤木 敦

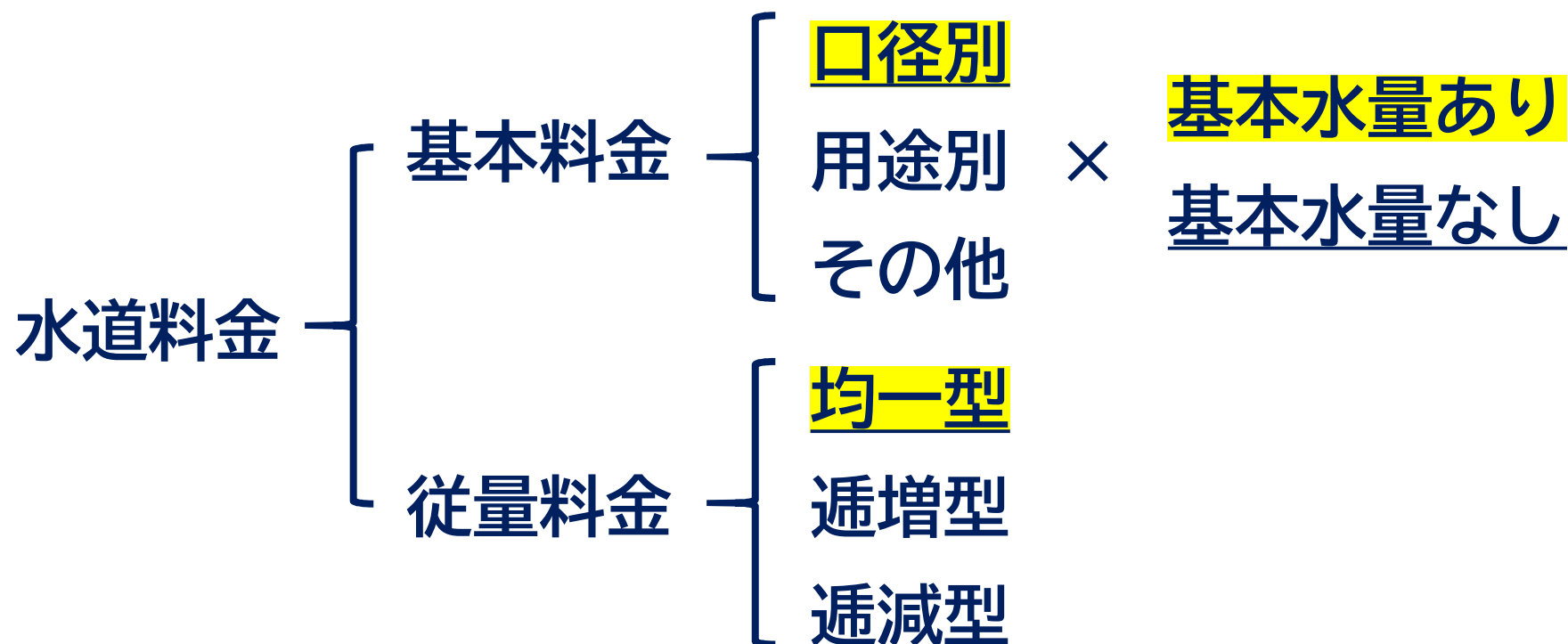
本日のテーマ

- I. 水道料金について
- II. 老朽化・震災対策について
- III. 公民連携・広域化について

I. 水道料金について

料金体系

下線 : 「水道料金算定要領」上の原則
マーカー : 会津若松市



口径別：メータ口径（ex. 13mm・20mm・etc…）ごとに設定

用途別：用途（ex. 家事用・営業用・工場用・etc…）ごとに設定

その他：均一型 or 基本料金なし

基本水量：付与水量（ex. 10m³）までの使用は従量料金がかからない（基本料金に含まれる）

逦増型：使用水量が増えるほど料金単価が上がる（ex. ～20m³：200円 / 21m³～：300円）

逦減型：使用水量が増えるほど料金単価が下がる（ex. ～20m³：300円 / 21m³～：200円）

料金体系

R6. 4. 1現在

□ : 会津若松市

区分	基本 水量	単一 従量 料金	段階別 逦増 料金	段階別 逦減 料金	合計
用途別	付	183	169	1	353
354	なし	1	0	0	1
口径別	付	139	287	5	431
767	なし	10	326	0	336
その他	付	58	53	2	113
125	なし	1	11	0	12
計	付	380	509	8	897
1, 246	なし	12	337	0	349
合計		392	846	8	1, 246

口径別

… 62%

基本水量付

… 72%

逦増制

… 68%

水道料金の改定状況

		平成25年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
改定事業体数	箇所	67	51	82	44	65	63	90
集計事業体に対する割合	%	5.2	4.0	6.5	3.5	5.2	5.1	7.2
平均改定率	%	3.1	10.1	9.4	8.2	11.0	11.1	12.7
改定までの平均期間	年	8.7	6.1	4.2	3.0	4.2	5.0	6.1

規模別平均改定率の推移

(%)

給水人口区分	平成25年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
10万人以上	0.3	6.7	10.1	3.5	11.1	9.0	11.9
5万～10万人未満	4.5	11.3	7.5	△1.3	12.0	9.4	12.5
3万～5万人未満	3.6	9.2	8.9	9.9	13.6	9.7	13.4
1万5千～3万人未満	4.2	12.4	11.6	11.5	4.8	10.6	10.9
1万5千人未満	2.6	10.7	8.9	13.8	13.1	16.2	14.5

日本水道協会「水道料金表」より（各年4月1日現在）

水道料金改定の傾向

■料金体系

	昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成10年		平成20年		平成30年		令和6年	
	事業数	比率 (%)	事業数	比率 (%)	事業数	比率 (%)	事業数	比率 (%)	事業数	比率 (%)	事業数	比率 (%)	事業数	比率 (%)
口径別	11	1.0	295	18.8	705	38.3	860	41.4	691	52.3	735	57.7	767	61.6
用途別	1,095	99.0	1,100	70.2	868	47.1	786	45.3	481	36.4	402	31.5	354	28.4
その他	-	-	172	11.0	270	14.6	254	13.3	149	11.3	138	10.8	125	10.0
合 計	1,106	100.0	1,567	100.0	1,843	100.0	1,900	100.0	1,321	100.0	1,275	100.0	1,246	100.0

日本水道協会「水道料金表」より作成、各年4月1日現在)

■基本水量制

基本水量制の廃止、付与水量の減量

■逦増制従量料金

逦増度の緩和、水量区画の見直し

水道料金の地域格差（家事用20m³）

日本水道協会「水道料金表」（令和6年4月1日現在）

最高料金		最低料金	
夕張市（北海道）	6,966円	赤穂市（兵庫県）	869円
羅臼町（北海道）	6,950円	富士河口湖町 （山梨県）	1,140円
由仁町（北海道）	6,939円	長泉町（静岡県）	1,150円
江差町（北海道）	6,384円	忍野村（山梨県）	1,210円
上天草市（熊本県）	6,380円	小山町（静岡県）	1,397円

最高倍率 約8.0倍

（夕張市6,966円／赤穂市869円）

全国平均	3,368円
会津若松市	3,652円

水道料金格差の要因

- 給水地域における地理的要因
 - ⇒ 水源の種類やその取得条件の違いなど
- 給水地域における歴史的要因
 - ⇒ 水道布設年次、水道建設費の多寡など
- 社会的要因
 - ⇒ 人口密度、生活様式等による需要構造の違いなど
- 外部不経済的要因
 - ⇒ 水道水源の質的悪化など
- 内部組織的な要因
 - ⇒ 経営の効率化など

改定トピックス (埼玉新聞 (2025/05/23/11:56))

水道代の値上げ36%に…答申した51%から圧縮 収入減と老朽化が深刻な秩父地域 影響が大きくなる一般家庭の負担軽減に配慮も 5年後さらに引き上げか懸念

秩父市と横瀬、皆野、長瀬、小鹿野町で組織する秩父広域市町村圏組合(管理者・富田能成横瀬町長)の全員協議会が22日、秩父市の秩父クリーンセンターで開かれた。来年4月に予定している水道料金改定の値上げ幅について、昨年12月に答申した51%の平均改定率を36.1%まで圧縮する方針を示した。

人口減少による水道料金の収入減と、施設老朽化が深刻な秩父地域は、2016年4月に水道事業を広域化した。将来の老朽化・災害対策を見据えて、同組合水道事業経営審議会は昨年12月、「2026年からの5年間で必要な費用を賄うためには、水道料金平均51%の引き上げが適当」と答申していた。

同組合理事会が協議を重ねた結果、改定の影響が大きくなる一般家庭の負担軽減に配慮し、高料金対策補助として各市町から水道事業会計へ繰り入れすることなどを決めた。

現在の秩父地域の一般家庭の水道料金は、口径13ミリで2カ月30立方メートル使用した場合は税別4760円。36.1%の改定となった場合は同6490円となる。

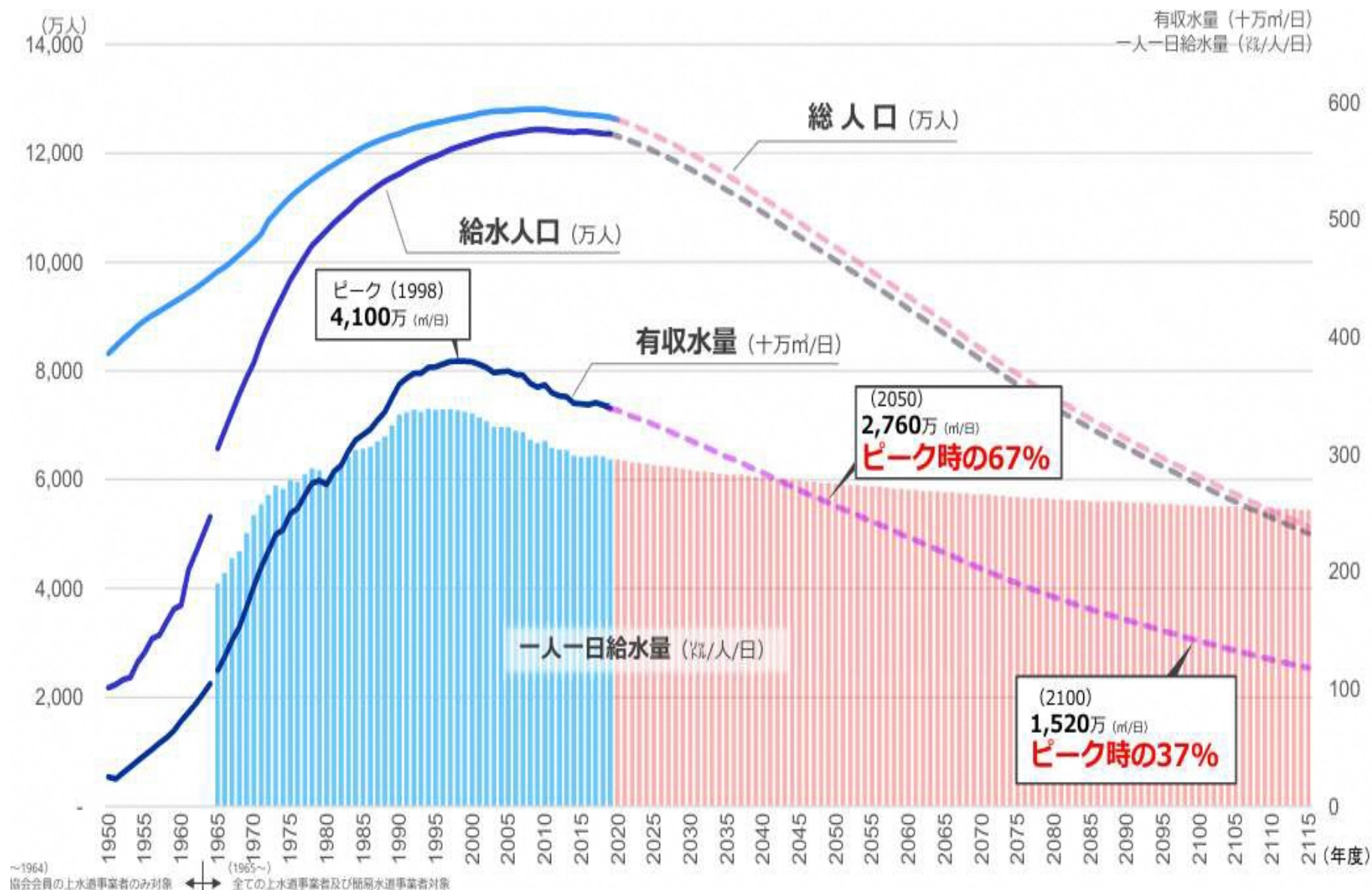
今後は広域議会との協議を重ね、11月定例会に改定案を提出し、26年4月の料金改定を目指す。今年7～8月の間にパブリックコメントを実施、10月には住民説明会を開く予定。

同組合の改定率圧縮は、19年の答申の際も実施。当時は17.91%の答申に対し、0.25%の値上げにとどめていた。今回も、改定率を大きく圧縮したことで、5年後の次回答申の際、平均改定率の数値がさらに高まることが懸念される。

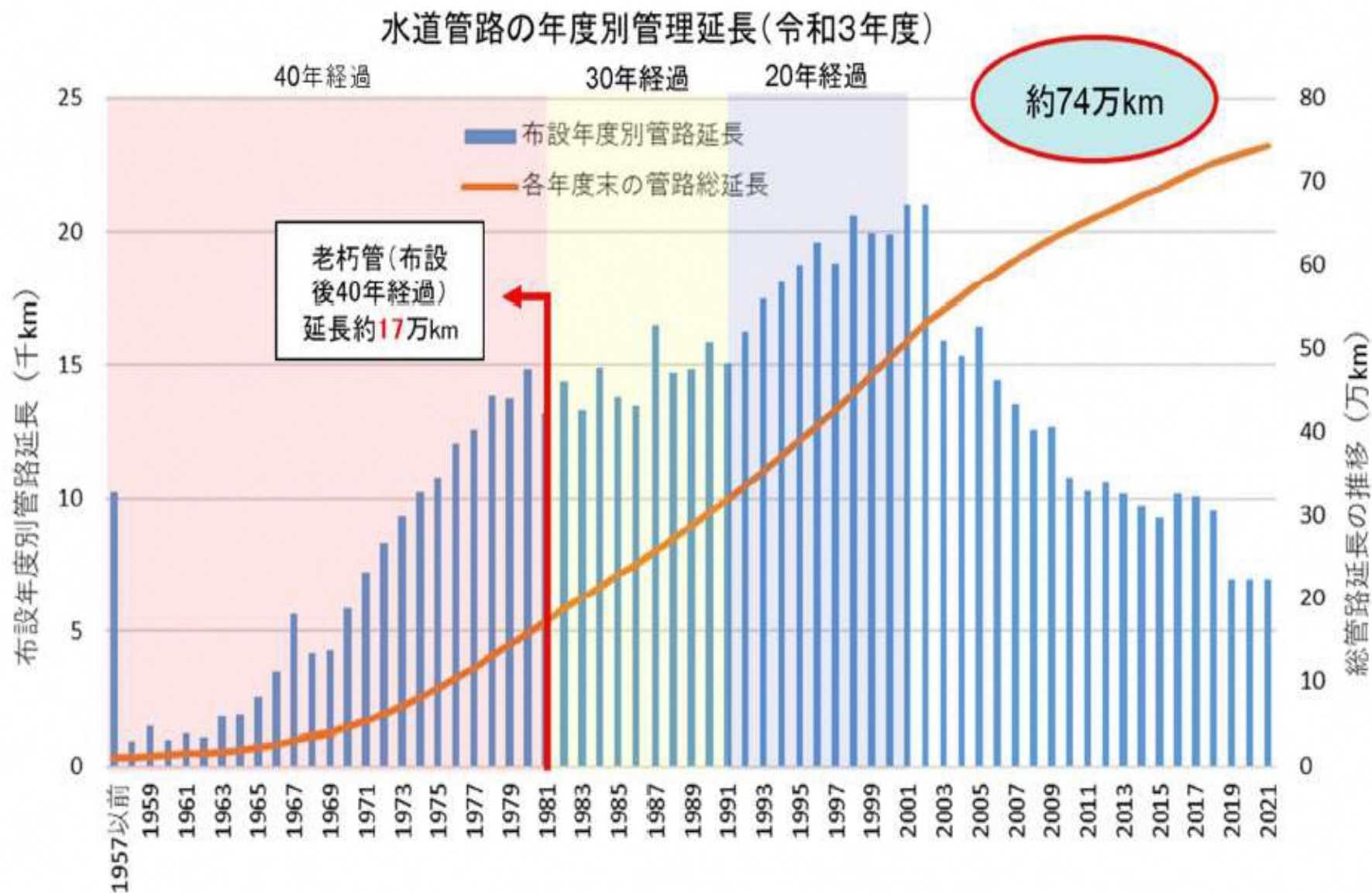
今後の料金改定に及ぼす影響について、同組合水道局は「致し方ない点もある。住民に水道事業の窮状をしっかりと伝え、料金への理解を求めていく必要を強く感じている」とコメントした。²⁰

Ⅱ. 老朽化・震災対策について

人口減少と水需要の減少



管路の老朽化



進まない管路更新

- ・ 管路経年化率は**23.6%※**まで上昇、管路更新率は**0.64%**まで低下（令和4年度）

※ 管路総延長約74万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約17.6万kmの割合

- ・ 令和4年度の更新実績：更新延長4,800km、更新率0.64%

- ・ 60年で更新する場合※：**更新延長約8,800km、更新率1.18%必要**

※ 法定耐用年数を超えた管路約17.6万kmを今後20年間（令和5～24年度）で更新する場合

管路経年化率（%）

法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



令和4年度	国土交通大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	25.3%	20.7%	23.6%
管路更新率	0.71%	0.52%	0.64%

管路更新率（%）

更新された管路延長÷管路総延長×100



管路の年代別内訳（令和4年度時点）

	(km)
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	175,796
上記以外	568,618
管路延長合計	744,414

（出典）水道統計を基に算出¹⁴

管路事故例（老朽配水管の破裂）

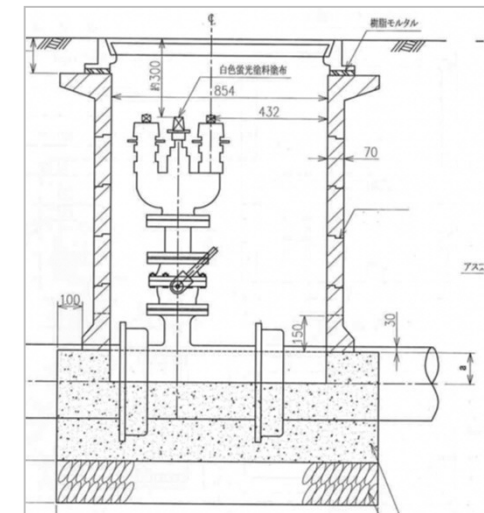


H17.03.03 500mm鑄鉄管(昭和35年布設) 東京都水道局提供

管路事故例（消火栓の破損）



破損箇所
(ボルト腐食)



消火栓構造図

出典: 東京都水道局

最近の事故①（京都市（R7.4.30））

京都市下京区における水道管漏水事故と今後の対応

資料2



国土交通省

- 水道事業体：京都市上下水道局
- 発生日時：令和7年4月30日 3:30頃
- 発生場所：京都府京都市下京区塩竈町 付近（五条高倉交差点南側車道部）
- 概要：配水管（**鑄鉄管**口径300mm（昭和34年布設、約66年経過））の老朽化による管の破損に伴う漏水
- 被害状況：**【水道】断水なし**、想定最大濁水件数：約6,500件、濁水連絡件数：8件（4/30、17時時点）
【道路】国道1号の交通規制（東洞院通～堺町通）：片側4車線×2の道路の南側(西行)を通行止めとし、北側(東行)の1車線を西行に変更する規制を実施した。東行3車線、西行1車線。
【浸水】半地下の駐車場の車両1台が浸水。
- 対応状況：
4:20頃 道路面からの漏水の通報
6:50頃 切替え作業及び止水作業を開始
12:30頃 ストッパー設置（既設バルブが閉まらず、止水が困難だったため、新たにストッパーを設置し止水）
15:35頃 水道の修繕作業完了（陥没防止のための仮復旧(止水)を実施、別の管路で給水継続）
21:30頃 舗装復旧完了
23:50頃 道路規制解除完了
- 事故原因：老朽化による管の破損に伴う漏水
- 今後の対応
京都市：漏水した管路は、鑄鉄管のうち古く強度が劣るタイプで、更新工事を実施中であり、現在これに変わる新たな管路の敷設工事が進められており、6月中を目途に、ダクタイル鑄鉄管への通水を開始予定。
その後、11月末までの工期の中で既設管路を撤去予定。（舗装本復旧は別途発注）
国：5月7日に、緊急輸送道路に埋設されている同様の鑄鉄管について、緊急的に道路上からの目視確認等や異状が確認された場合の適切な措置を実施するよう、全国の水道事業者等に要請。

事故の発生状況

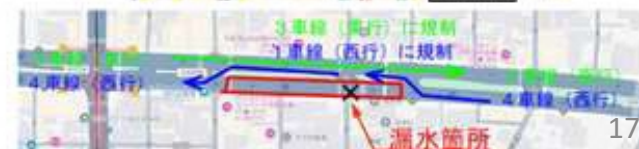


被害の状況



管路破損状況

位置図・交通規制状況 （4月30日時点）



最近の事故②（鎌倉市（R7.6.28））

作業完了日時	令和7年6月28日午前2時頃、鎌倉市浄明寺2丁目7番付近で水道管の漏水により生じた断水について、午後1時頃から水道管の洗浄作業を行っていましたが、午後10時に完了いたしました。 これに伴い、応急給水を終了します。 断水地域の方々をはじめ、皆様には大変御迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。 なお、漏水による市道36号線（報国寺前から県道204号までの区間）の通行止めは、午後9時頃に解除されています。
濁水区域	鎌倉市 十二所、浄明寺一丁目～六丁目、二階堂、 西御門一丁目～二丁目、雪ノ下一丁目～五丁目、雪ノ下、 扇ガ谷二丁目～四丁目、小町一丁目～三丁目、 大町一丁目～四丁目・六丁目～七丁目、材木座二丁目
漏水原因	水道管の継ぎ手のボルトの腐食

- 市内約9万戸のうち約1万戸が断水
- 完全復旧は午後10時

- 1964年に地下1・5メートルに設置した水道管（鋳鉄製、直径25センチ）と72年設置の水道管（鋳鉄製、直径50センチ）の継ぎ手が外れた

管路事故件数

年度	事業体数 (全国)	集計数 (全国)	管路事故件数(減断水100戸超)						管路事故件 数(減断水1 00戸以下)
			漏水	濁水	システ ム・設備 障害	工事等 の事故	自然 災害	その他	
H31	1,420	658	168	32	5	25	50	40	21,352
R元	1,412	673	190	20	10	14	43	59	19,786
R2	1,400	653	164	7	7	19	639	30	20,335
R3	1,392	643	165	14	5	12	15	6	20,269
R4	1,388	649	150	20	8	12	419	18	19,139

年度	事業体数 (福島県)	集計数 (福島県)	管路事故件数(減断水100戸超)						管路事故件 数(減断水1 00戸以下)
			漏水	濁水	システ ム・設備 障害	工事等 の事故	自然 災害	その他	
H31	38	21	0	0	0	0	0	1	392
R元	38	21	4	0	0	0	4	0	373
R2	37	17	3	0	0	0	0	0	426
R3	37	19	1	0	0	0	3	0	469
R4	37	19	2	1	0	0	1	1	426

有収率（有収水量÷配水量）

※ 給水人口10～20万人の事業体のみ抽出

□:会津若松市

有収率(%)		H30	R元	R2	R3	R4
事業体数	70未満	0	0	0	0	0
	70～75	1	1	2	2	3
	75～80	4	6	4	2	4
	80～85	17	16	16	17	16
	85～90	31	26	24	26	26
	90～95	55	59	57	53	53
	95～100	24	21	26	27	24
	合計	132	129	129	127	126
平均		90.3	90.4	90.5	90.7	90.3
全国平均		89.9	89.8	89.8	90.2	89.8

近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約13万戸	※1約1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約5.9万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約5.6千戸	※118日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約256.7万戸	※1約5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約1.3千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約44.6万戸	※1約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約9.4万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約6.8万戸	※134日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約2.7万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約7.0万戸	7日
能登半島地震	令和6年1月1日	7	7.6	約13.6万戸	※1約5ヶ月

主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年7月	豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約26.3万戸	38日
平成30年9月	台風第21号（京都府、大阪府等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等）	約1.6万戸 約2.0万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約14.0万戸	17日
令和元年10月	東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約16.8万戸	33日
令和2年7月	豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約3.8万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等（西日本等）	約1.6万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等）	約1.4万戸	18日
令和4年9月	台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県）	約1.3万戸 約7.6万戸	9日 13日
令和5年1月	1月20日からの大雪等（石川県、三重県、大分県等）	約1.4万戸	8日
令和5年7月	7月15日からの大雨等（秋田県）	約1.1万戸	13日
令和5年8月	台風6号（大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	約3.3万戸	7日
令和6年9月	令和6年9月20日からの大雨（石川県）	約0.5万戸	※1約3ヶ月

※1 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

能登半島地震での被害状況

【送配水施設】



送水管450mm破損(珠洲市)



稲船ポンプ所損壊(輪島市)

【配水管】



NS形ダクトイルφ400(輪島市)

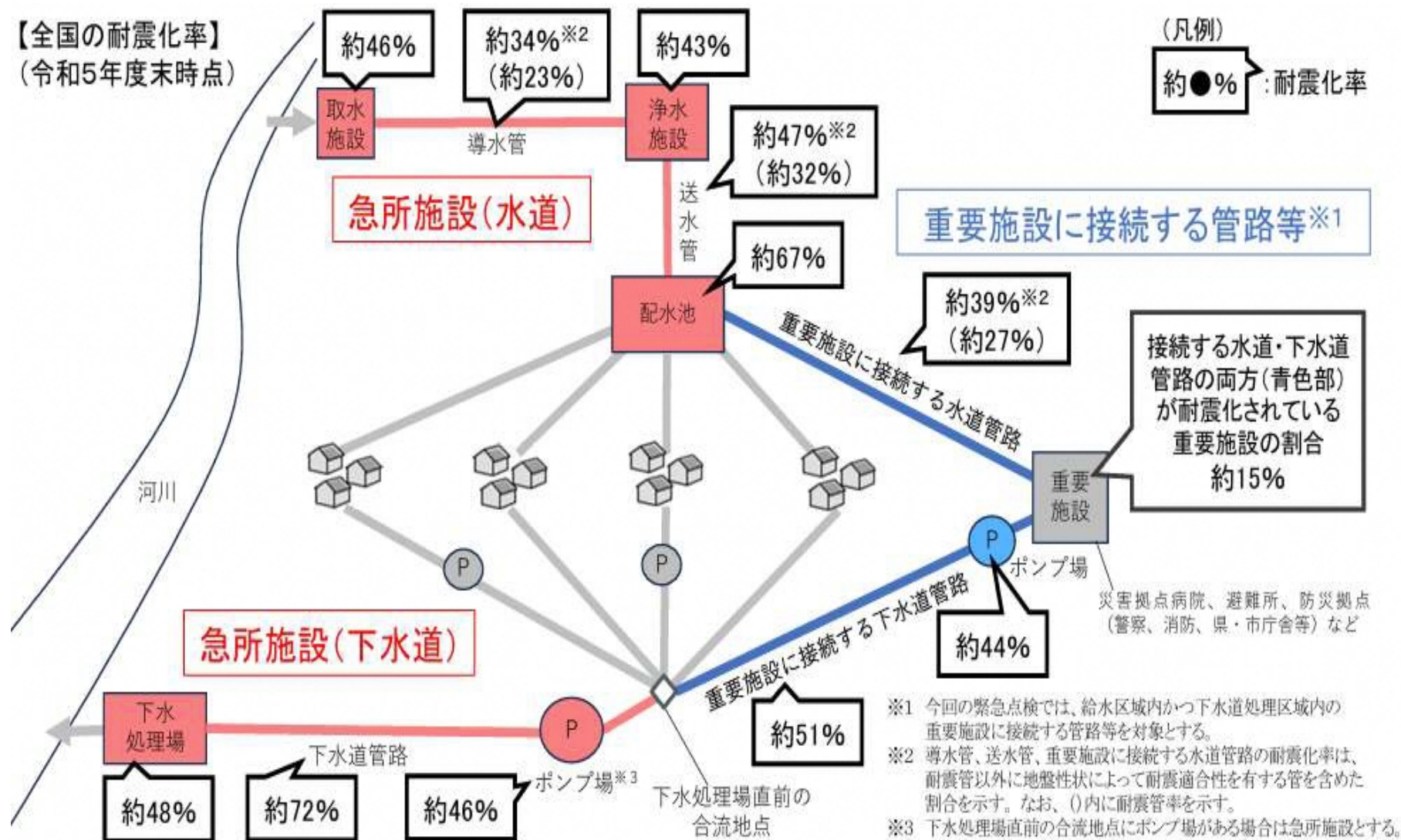


K形ダクトイルφ600、700(七尾市内県水)



急所施設の耐震化

【全国の耐震化率】
(令和5年度末時点)



水道システムの強靱化

耐震化の推進

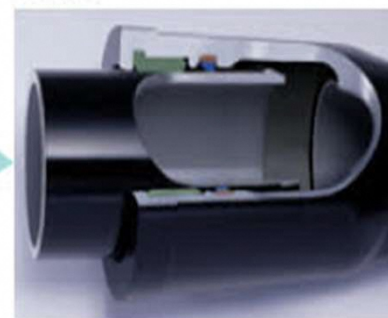
- 重要路線には、耐震性の高い管種、継手を用いる
- 石綿セメント管、普通・高級铸铁管、硬質塩化ビニール管（TS継手）等耐震性の低い管路は早期に取替え

冗長性の確保

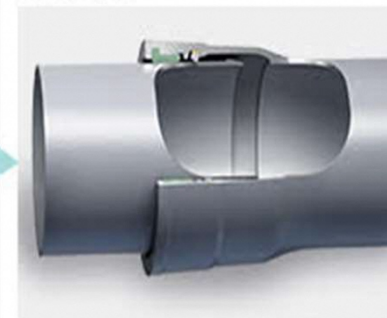
- 幹線のネットワーク化、バックアップ機能の確保
- 自家発電設備の整備等による安定給水の確保



NS形



GENEX



国の動向①

～ 第1次国土強靱化実施中期計画（水道関係）～

	指標	現況	計画期間 目標	将来目標
耐災害性強化	2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場(全国約2,000か所)の 停電対策完了率	73% 【R4】	100% 【R12】	—
	2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設(全国約700か所)の 浸水災害対策完了率	44% 【R4】	75% 【R12】	100% 【R18】
	上水道事業者及び水道用水供給事業者(全国約1,400事業者)における 危機管理マニュアル の策定率	75.4% 【R4】	100% 【R12】	—
	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約35,000か所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が 耐震化 されている 重要施設 の割合	9% 【R5】	30% 【R12】	100% 【R36】
	水道の急所施設である 導水管・送水管 (約62,000km)の 耐震化完了率	43% 【R5】	59% 【R12】	100% 【R31】
	水道の急所施設である 取水施設 (全国の取水施設能力:約7,600万m ³ /日)の 耐震化完了率	46% 【R5】	67% 【R12】	100% 【R23】
	水道の急所施設である 浄水施設 (全国の浄水施設能力:約7,100万m ³ /日)の 耐震化完了率	43% 【R5】	76% 【R12】	100% 【R17】
	水道の急所施設である 配水池 (全国の配水池有効能力:約4,000万m ³)の 耐震化完了率	67% 【R5】	84% 【R12】	100% 【R18】
戦略的維持管理・更新	漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい 大口径水道管路 (口径800mm以上の管路)の 更新 (約600km)の完了率	8% 【R6】	32% 【R12】	100% 【R23】
	修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な 大口径水道管路 (口径800mm以上の導・送水管)に対する 複線化・連絡管整備 (約300km)の完了率	33% 【R6】	76% 【R12】	100% 【R15】
	水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道 DX技術 (人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合	34% 【R6】	100% 【R9】	—
	点検により、更新等が必要となった 水管橋 (補剛形式:約760か所)の対策完了率	0% 【R3】	100% 【R12】	—
	水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、 社会的影響が大きい古い規格の水道管路(鋳鉄管)の更新計画 を策定し、取組を進めている事業者割合	0% 【R6】	100% 【R8】	—

国の動向②

～ 上下水道政策の基本的なあり方検討会 ～

～第1次とりまとめの概要(R7.6.25)～

強靱で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化に向けた取組の方向性

(1)単一市町村による経営にとらわれない経営広域化の国主導による加速化

- ① 経営広域化を加速化させる方針・責務の明確化と意識改革
- ② 経営広域化の規模等についての考え方の提示
- ③ 上下水道DXの標準実装、資機材規格の統一など経営広域化を円滑に進めるための取組の推進
- ④ 経営広域化を加速する国主導の取組

(2)更新投資を適切に行い次世代に負担を先送りしない経営へのシフト

- ① あらゆる関係者や国民と健全な危機感を共有するための経営課題の見える化
- ② 先送りによる収支均衡から適切な投資・経営計画へのシフト
- ③ 更新投資を先送りしない適正な料金設定等の考え方の更なる明確化
- ④ 料金等の地域格差や料金等の水準に関する考え方の提示

(3)官民共創による上下水道の一体的な再構築と公費負担のあり方の検討

- ① 官民共創による上下水道の一体的な再構築、関連施策のシナジー効果の発揮
- ② (1)(2)等による経営基盤強化の取組の推進や、強靱化の加速化、公益性の観点も踏まえた、公費負担のあり方の検討

Ⅲ. 公民連携・広域化について

公民連携（手法と事例）

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託：2,178施設※（405水道事業者等） 【うち、包括委託は、1,176施設※（195水道事業者等）】
第三者委託 (民間業者に委託する場合 と他の水道事業者に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、<u>水道法上の責任を含め委託</u>	民間事業者への委託：306施設※（59水道事業者等） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか 水道事業者等（市町村等）への委託：19施設※（12水道事業者等） 「横須賀市 小雀浄水場」、「周南市 林浄水場」ほか
DBO (Design Build Operate)	○<u>地方自治体（水道事業者）が資金調達を負担し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託</u>	20案件（20水道事業者等） 「函館市 赤川高区浄水場他」、「弘前市 樋の口浄水場他」、 「小山市 若木浄水場他」、「小田原市 高田浄水場」、 「枚方市 中宮浄水場」、「橋本市 橋本浄水場」、 「下関市 長府浄水場」ほか
PFI (Private Finance Initiative)	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、<u>民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式</u>	11案件（11水道事業者等） 「夕張市 旭町浄水場等」、「横浜川井浄水場」、 「岡崎市 男川市浄水場」、「神戸市 上ヶ原浄水場」、 「埼玉県 大久保浄水場排水処理施設等」、「千葉県 北総浄水場排水処理施設」、 「神奈川県 寒川浄水場排水処理施設」、「愛知県 知多浄水場等排水処理施設他3件」、 「東京都 朝霞浄水場等常用発電設備」
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設（水道事業の場合、水道施設）について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	1 案件（1 水道事業者等） 「宮城県 上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」 （令和4年4月 事業開始）

※令和5年度国土交通省水道事業課調べ

※浄水施設のみを対象

公民連携（手法毎の特徴）

官民連携手法		P F I（コンセッション方式）			
		P F I（従来方式）	施設の設計・建設 (Design-Build)	施設の運転・維持管理 (Operate)	【事業経営】 施設の設計・建設 (Design-Build) 施設の運転・維持管理 (Operate) + 料金の設定・収受※ ※) 条例で定められた範囲に限る。
		DB又はDBO方式 施設の設計・建設 (Design-Build) 施設の運転・維持管理 (Operate)	P F I（民間による資金調達）		
		一般的な業務委託（個別・包括委託） 水道法による第三者委託 施設の運転・維持管理 (Operate)			
契約期間		3～5年が一般的	5～20年程度	20年程度	20年以上が一般的（他分野の例）
メリット	水道事業者	・ 専門的な知識が要求される業務において、 民間の技術力 を活用	・ 性能発注による民間のノウハウの活用 ・ 業務遂行のための人材の補完 ・ 長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減 ・ P F Iでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能		・ 民間の技術力や経営ノウハウを活かした事業経営の改善 ・ 技術職員の高齢化や減少に対応した人材確保・育成、技術の承継 ・ 民間の資金調達・運営権対価による財政負担の軽減
	民間企業	・ 運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能	・ 性能発注による裁量の拡大		・ 事業経営への参画が可能 ・ 事業運営についての裁量の拡大 ・ 一定の範囲での柔軟な料金設定 ・ 抵当権の設定による資金調達の円滑化

公民連携（ウォーターPPP）

〔管理・更新一体マネジメント方式の要件〕

①長期契約（原則10年）、 ②性能発注、 ③維持管理と更新の一体マネジメント、 ④プロフィットシェア

ウォーターPPP

公共施設等運営事業（コンセッション） 〔レベル4〕

長期契約（10～20年）

性能発注

維持管理

修繕

更新工事

運営権（抵当権設定）

利用料金直接収受

上・工・下一体：1件（富城場R4）

下水道：3件（浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5）

工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）

管理・更新一体マネジメント方式 〔レベル3、5〕

新設

長期契約（原則10年）*1

性能発注*2

維持管理

修繕

【更新実施型の場合】
更新工事

【更新支援型の場合】
更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）

*1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。

*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。

管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による
民間委託
〔レベル1～3〕

短期契約（3～5年程度）

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

水道：1,400施設

下水道：552施設

工業用水道：19件

広域化（形態と事例）

広域連携形態		内 容	事 例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> （水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている）	香川県広域水道企業団 （香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～）
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> （組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる）	広島県水道広域連合企業団 （広島県及び14市町の水道事業を経営を統合：R5.4～）
業務の共同化	管理の一体化	・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u>（水質検査や施設管理等） ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u>	神奈川県内5水道事業者 （神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～）
	施設の共同化	・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> （取水場、浄水場、水質試験センターなど） ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 （共同で浄水場を建設：H24.4～）
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

広域化（事業統合＆経営一体事例）

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
H28.4	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
H28.4	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
H29.4 H31.4 R3.4	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
H30.4	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
H31.4	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
R5.4	広島県水道広域連合企業団	571,000人	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月
R7.4	奈良県広域水道企業団	約883,000人	磯城郡水道企業団の事業統合を経て、26市町村の水道事業と県の用水供給事業が事業統合。	9年

ご清聴ありがとうございました

日本水道協会 調査部調査課

TEL : 03-3264-2359

FAX : 03-3264-2205

E-Mail : cho-sa@jwwa.or.jp



水道ぼうや

水道ちゃん